

公の施設の見直しについて (温浴・ホール・宿泊・体育館・野球場)

1. はじめに

雲南市の公の施設については、普通交付税一本算定に向け財政的に厳しくなることが予想される中、合併効果を最大限に活かした物件費の縮減を図るため、公の施設の中でも、広く市民が利用する施設を中心にあり方を検討し、平成17年度に「公の施設改革推進方針」(別紙1)を策定、そして平成21年度には施設種別ごとに改めて「公の施設の見直しについて」(別紙2)を策定した。

この中で温浴、ホール、宿泊、体育館、野球場については、地域への影響が大きく、改修、更新にかかる費用についても大規模になることが想定されるため、今後の方向性の検討を行った。

今回の方向性を基に、重複した施設の整理、効率的な運用をさらに積極的に推進していくことにより、施設の設置効果の増進、住民福祉の向上を目指すものとする。

2. 検討対象施設

雲南市では、公の施設の中でも広く市民が利用する施設275施設(平成25年4月1日現在、庁舎、学校施設等を除く)が存在するが、このうち次の27施設を対象とした。

今回対象とした施設(27施設)

No	施設種別	所在地	施設名
1	温浴	大東町	大東農村環境改善センター(桂荘)
2	温浴	木次町	雲南市木次健康温泉センター(おろち湯ったり館)
3	温浴	掛合町	掛合まめなかセンター
4	温浴	三刀屋町	雲南市みとや深谷温泉「ふかたに荘」
5	温浴	吉田町	国民宿舎清嵐荘
6	温浴	掛合町	雲南市掛合波多温泉「満寿の湯」
7	ホール	加茂町	加茂文化ホール(ラメール)
8	ホール	木次町	雲南市木次経済文化会館(チェリヴァホール)
9	ホール	大東町	古代鉄歌謡館
10	宿泊	木次町	雲南市健康の森
11	宿泊	吉田町	鉄とアクションとグリーンシャワーの森・栃山エリア
12	宿泊	大東町	大東かみくの桃源郷
13	宿泊	三刀屋町	神話の森峯寺交流拠点施設・交流施設(峯寺遊山荘)
14	宿泊	三刀屋町	雲南市三刀屋明石緑が丘公園
15	体育館	大東町	大東公園(体育館)
16	体育館	加茂町	雲南市加茂B&G海洋センター(体育館)

17	体育館	木次町	斐伊体育館
18	体育館	三刀屋町	雲南市三刀屋文化体育館（アスパル）
19	体育館	掛合町	雲南市掛合体育館
20	体育館	大東町	雲南市大東体育文化センター
21	体育館	大東町	雲南市幡屋体育館
22	体育館	木次町	雲南市木次体育館
23	野球場	大東町	大東公園（野球場）
24	野球場	加茂町	加茂中央公園（スポーツの丘）
25	野球場	木次町	木次運動公園
26	野球場	三刀屋町	雲南市三刀屋明石緑が丘公園（野球場）
27	野球場	掛合町	雲南市掛合野球場

3. 検討にあたっての考え方

検討にあたって、基本的には、「公の施設改革推進方針」（平成17年度策定）の見直しの視点、考え方及び「公の施設の見直しについて」（平成21年度策定）の共通事項を基に個別に具体的な対応を決定することとなる。

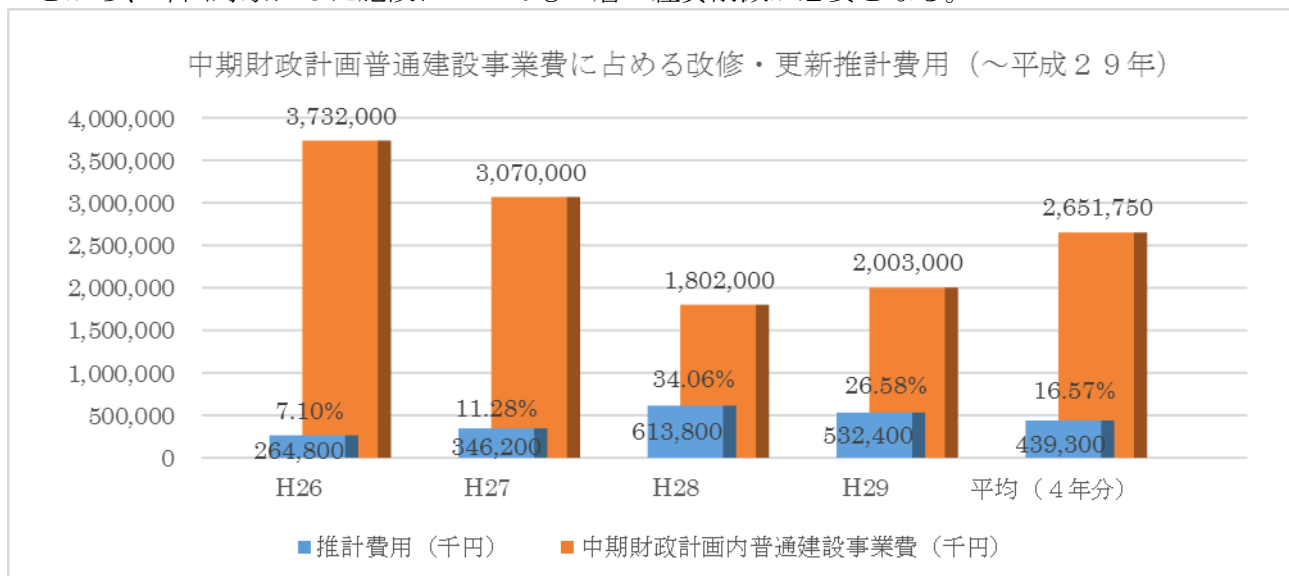
4. 対象施設の今後の費用推計

対象施設のうち野球場を除く22施設について、財団法人自治総合センターの推計ソフトを用いて今後の大規模改修、更新の費用の試算を行った。

試算では22施設で10年間の施設改修、更新にかかる費用42.3億円、40年間では158.9億円（平均年間3.9億円）との試算となった。

平成25年2月に策定した雲南市中期財政計画（～H29）での維持補修費については、年間2.4億円、普通建設事業費についても4年間の平均26.5億円となっているが、推計で算出した22施設の改修・更新費だけで4年間の平均で年4.4億円と普通建設事業費の約17%を占めることとなる。

物件費についても平成24年度の決算29.5億円に対し、27施設のみで約10%にあたる2.9億円を占めている。物件費についても中期財政計画で今後年2%の削減を見込んでいることから、今回対象にした施設についても一層の経費削減が必要となる。

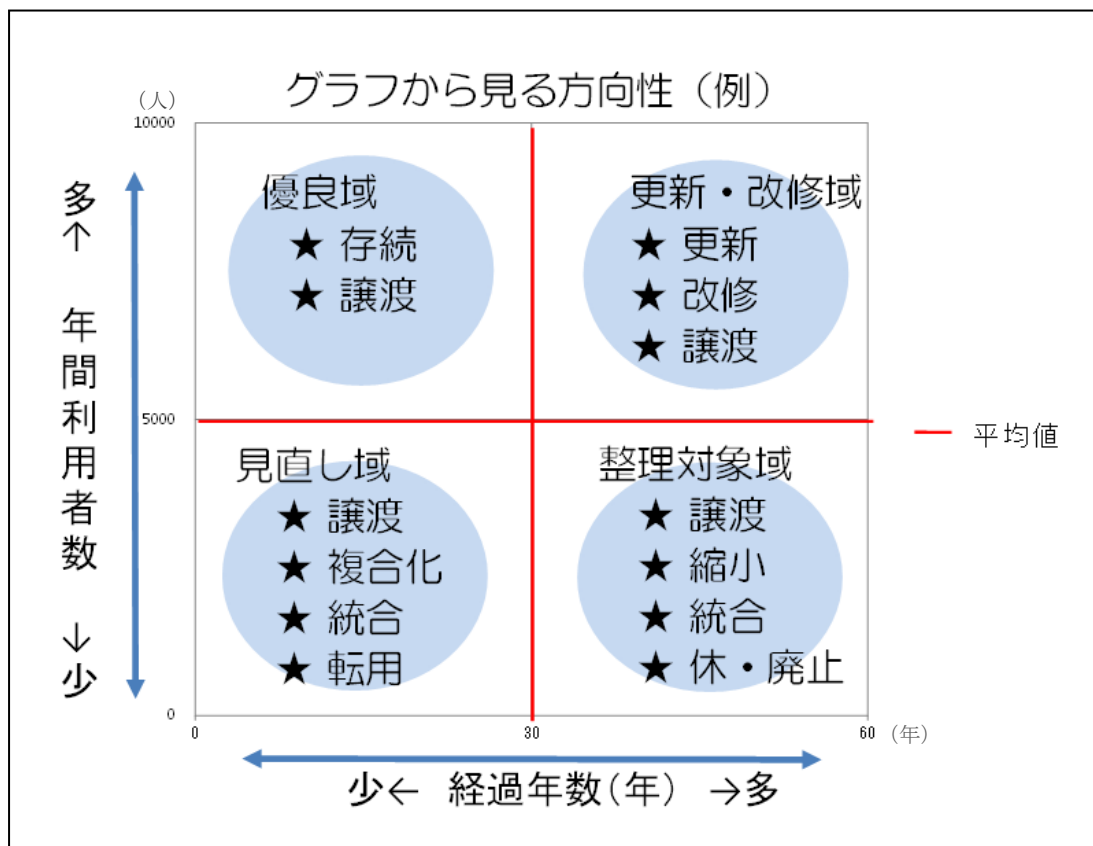


5、対象施設の見直し方針

各施設の見直しについては、平成21年度策定の「公の施設の見直しについて」の(1)共通事項のとおり、補助金、地方債等の諸条件のクリア、地元及び関係者との協議、費用対効果の検証、他の施設整備事業との関わり等の検証を行いながら各施設の対応を決定していくこととなることから、現段階では全施設存続を基本とする。ただし、今後の費用推計、現在の利用状況及び経過年数、課題等を踏まえ以下の施設種別ごとにまとめた方向性を含め検討を行っていくこととする。

来る交付税の一本算定に対応するためにも行財政改革の観点として、維持管理にかかる物件費、改修費の縮減はもとより、大規模な改修、更新の段階で全施設とも抜本的な見直しを検討することが必要であり、逐次見直しを行っていくこととする。

なお、以降の方向性に出てくる「優良域」「見直し域」「更新・改修域」「整理対象域」については検討の資料として用いた以下のグラフの4つの領域であり、今回、利用状況、経過年数から客観的な検討を行うためのひとつの指標として用いた。



※グラフについて

施設を運営していく上で重要な要素となる利用者数（種別ごとの平均値）と施設の状態（経過年数：推計で用いた大規模改修時期の30年）を組み合わせ、4つの領域に分け、各領域を需要の高さ（利用者数）とサービスを提供する施設の状態（経過年数）から「優良域」「見直し域」「更新・改修域」「整理対象域」に分類し、各施設の位置により客観的な検討資料とした。

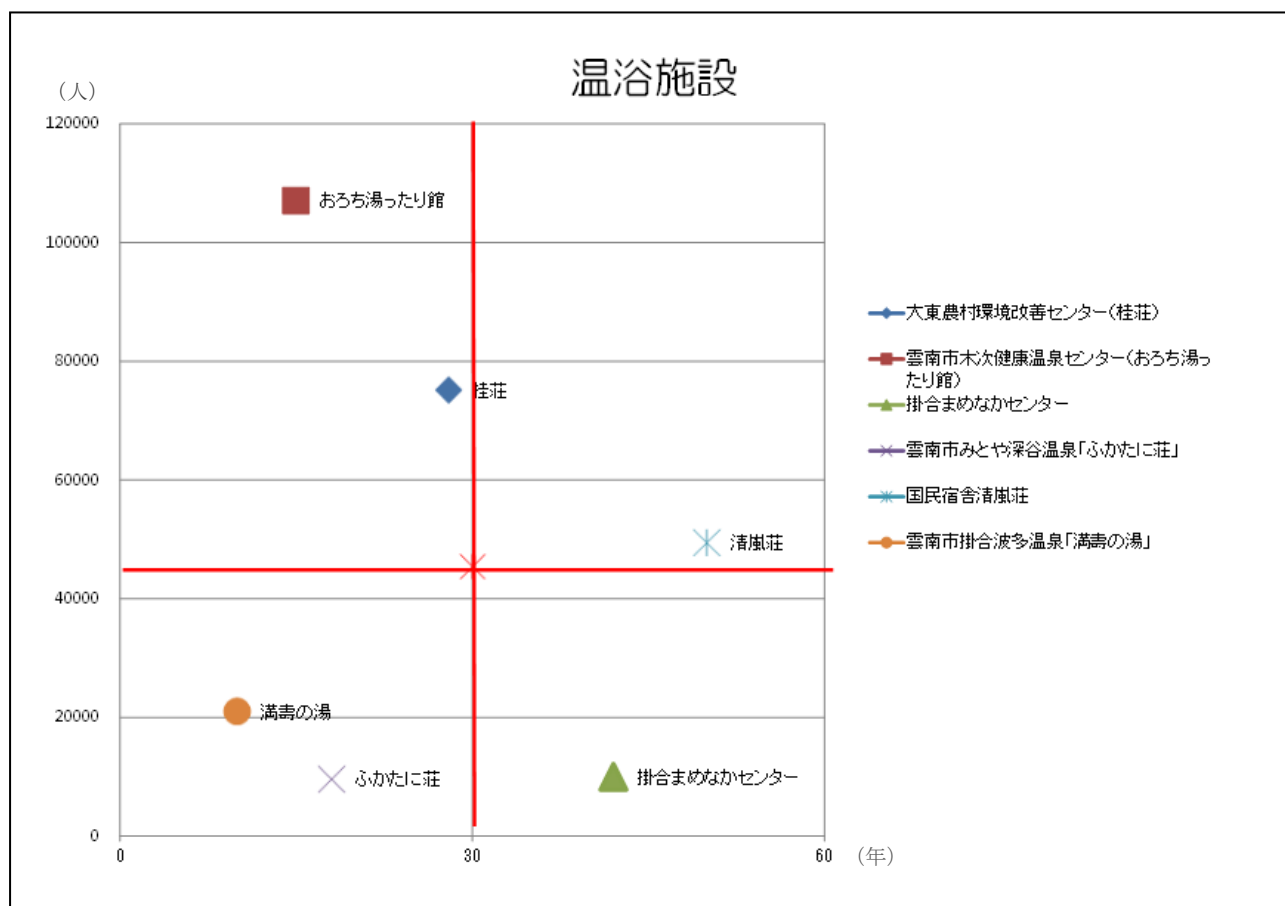
(1) 温浴施設について

「優良域」の、「大東農村環境改善センター（桂荘）」「雲南市木次健康温泉センター（おろち湯ったり館）」については、当面、現状の管理方法での運営とし、経費削減に努める。

「更新・改修域」に分類される「国民宿舎清嵐荘」については、交流人口の拡大に一定の役割を果たしており、その目的に沿った改築整備の検討を進める。

「見直し域」の「雲南市掛合波多温泉（満壽の湯）」「雲南市みとや深谷温泉（ふかたに荘）」については、当面、現状の管理方法での運営とし、経費削減に努める。

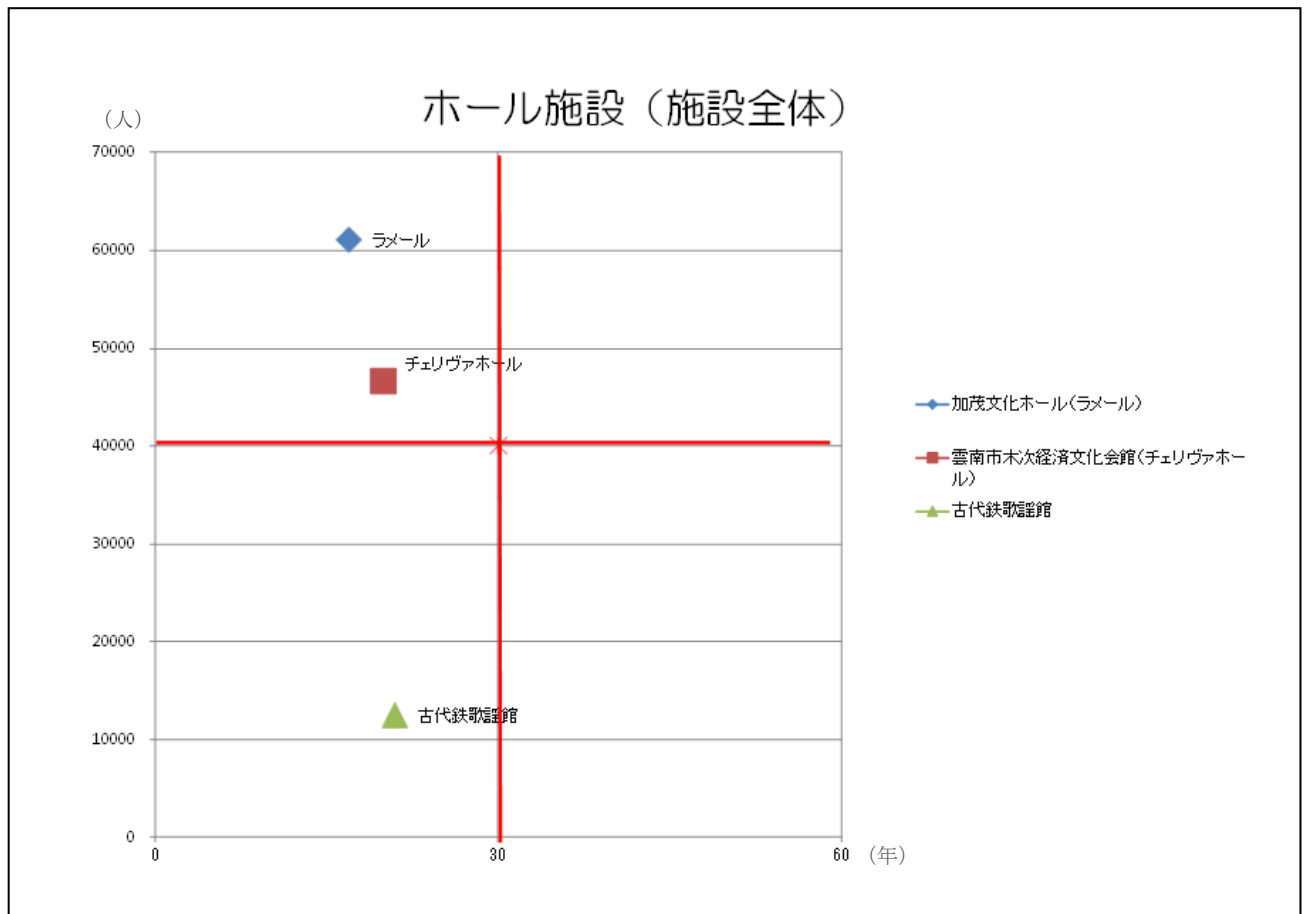
「整理対象域」に分類された「掛合まめなかセンター」については、将来的に貸館機能は他施設へ統合し、温浴機能については、介護予防施設としての機能を補完していることから、当面、現状の管理方法での運営とするが、経費削減に努める。



(2) ホール施設について

「優良域」の「加茂文化ホール（ラメール）」「雲南市木次経済文化会館（チェリヴァホール）」については、当面、経費削減に努め、現状の管理方法での運営とするが、同種別施設間での事業の持ち方等、さらなる効率的な運営の検討が必要である。

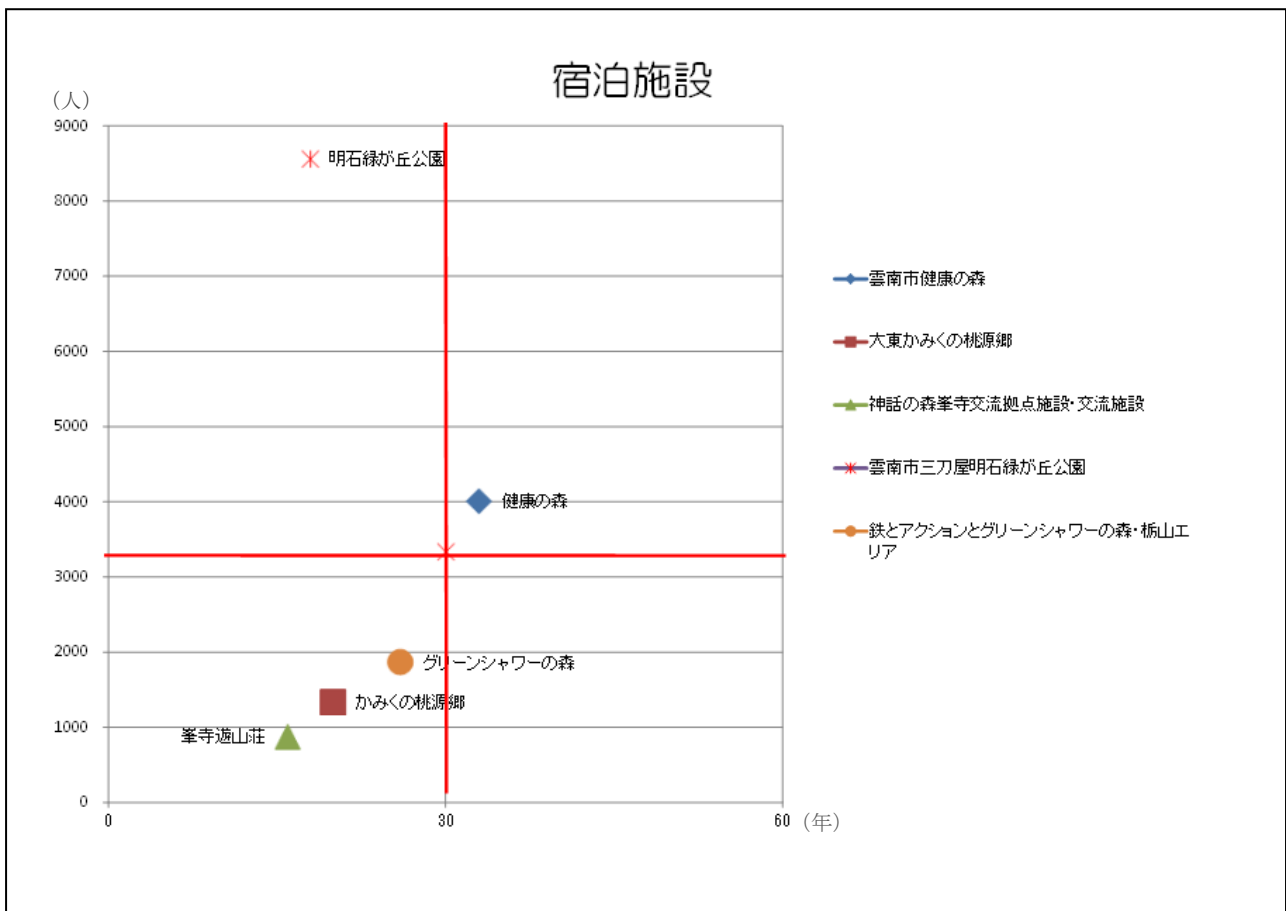
「見直し域」の「古代鉄歌謡館」については、当面、経費削減に努め、他の施設に比べて利用が少ない状況であり、より効率的な管理運営方法について検討する。



(3) 宿泊施設について

「優良域」「更新・改修域」の「雲南市健康の森」「明石緑ヶ丘公園」については、当面、現状の管理方法での運営とし、経費削減に努める。

「見直し域」の「大東かみくの桃源郷」「神話の森峯寺交流拠点施設・交流施設（峯寺遊山荘）」「鉄とアクションとグリーンシャワーの森」については、現在の利用状況から、利用者数の増に努め、大規模修繕が必要になった段階で利用の増が見込まれない場合は、機能縮小、又は廃止・休止を含め検討する。



(4) 体育館施設について

「優良域」の「雲南市三刀屋文化体育館（アスパル）」、「雲南市加茂 B&G 海洋センター（体育館）」については、現状の管理方法での運営とし、経費削減に努める。

「更新・改修域」の「大東公園（大東体育館）」については、当面現状の管理方法での運営とし、経費削減に努める。

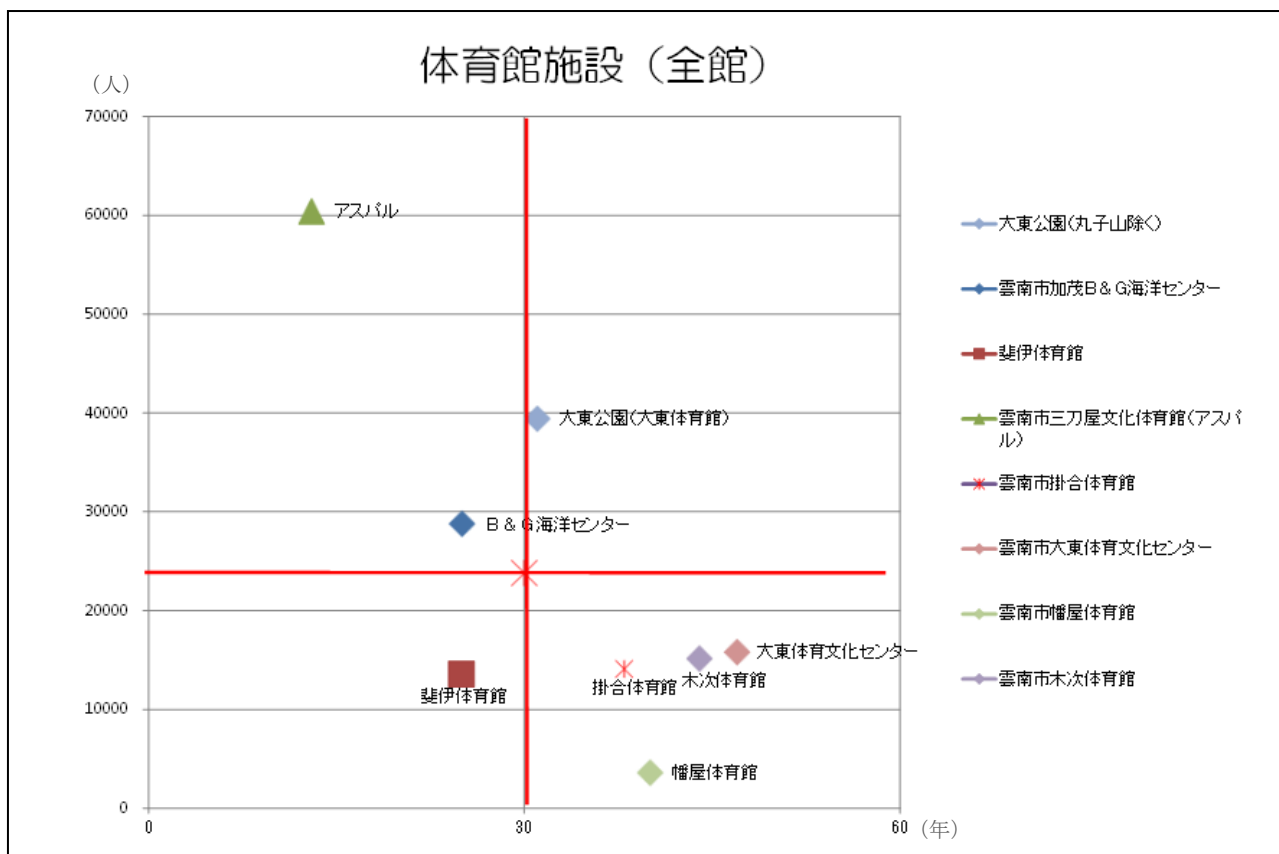
「見直し域」の「斐伊体育館」については、企業誘致により工場を新增設された際において、福祉施設として産業再配置促進費補助事業で整備されたものであり、当面、管理方法の検討を行い、経費削減に努める。

「整理対象域」の「雲南市大東体育文化センター」については、当面、現状の管理方法での運営とするが、大規模修繕が必要になった段階で機能統合を含め検討する。

「雲南市木次体育館」、については、当面、管理方法の検討を行い、老朽化による安全面の検証を踏まえ、あり方については、暫定本庁舎の跡地利用計画の中で検討する。

「雲南市掛合体育館」については、当面、現状の管理での運営とするが、老朽化による安全面の検証を踏まえ、今後のあり方については、体育館機能が補完されるよう検討する。

「雲南市幡屋体育館」については、利用者及び利用内容が地域に限定されていることから、大規模修繕が必要になった段階で、今までの地域の利用目的に沿った機能が補完されるよう検討する。



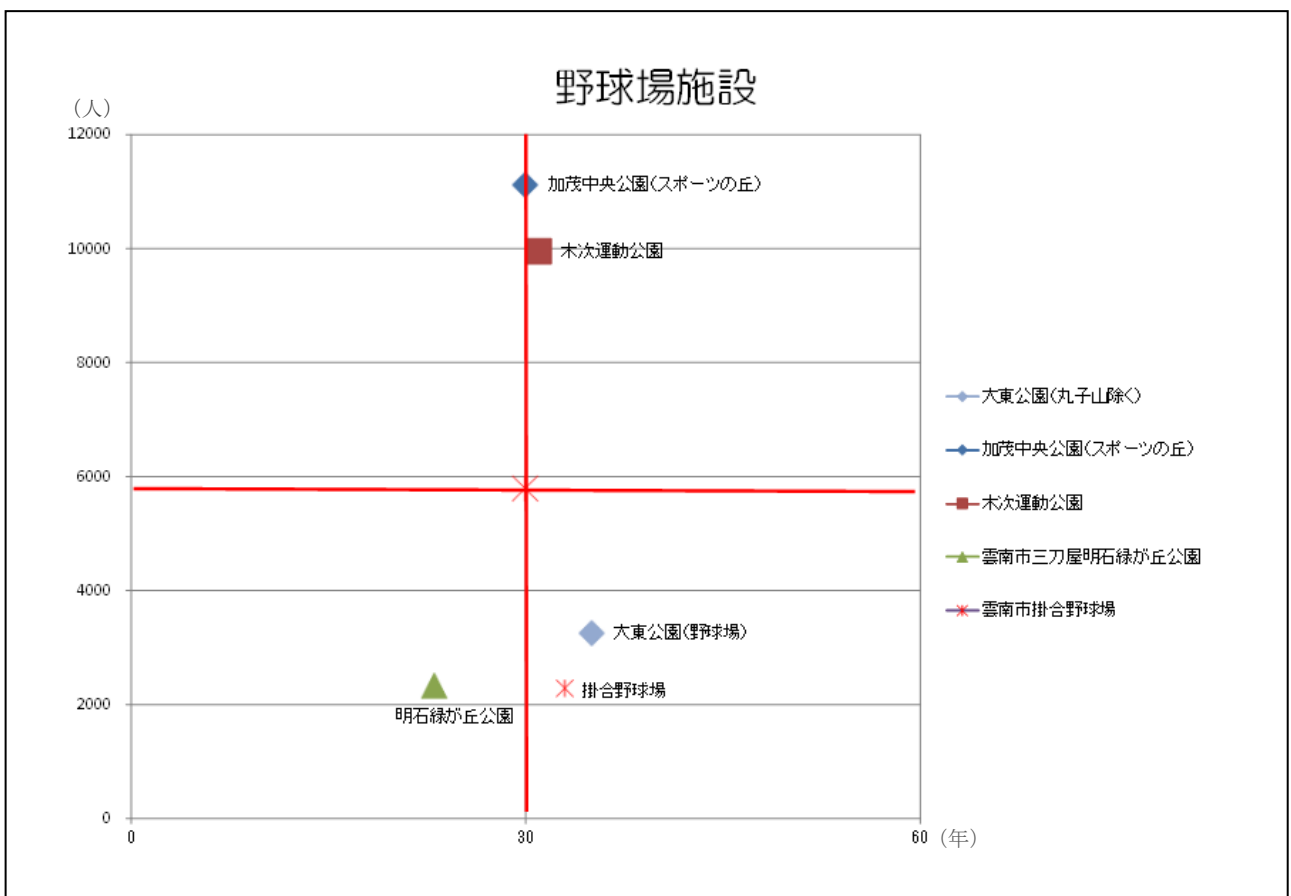
(5) 野球場施設について

「加茂中央公園（スポーツの丘）」については、関連施設を含め当面、現状の管理方法での運営とし、経費削減に努める。

「木次運動公園（野球場）」については、指定管理の導入を検討する。

「見直し域」「整理対象域」の「雲南市三刀屋明石緑ヶ丘公園（野球場）」「大東公園（野球場）」「雲南市掛合野球場」については、関連施設を含め当面、現状の管理方法での運営とし、経費削減に努める。

ナイター機能については、利用状況を踏まえ、今後、市内施設での整理、統合を検討する。



6、おわりに

当面、「整理対象域」に分類される対象施設を中心に整理をしていくが、その際には「更新・改修域」「見直し域」に分類される施設と合わせ総合的に見直しを進めていくことが必要である。